(6)　国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除
(7)　地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除
(8)　特定の地域において雇用者の数が増加した場合の特別税額控除
(9)　認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の特別税額控除
(10)　特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は特別税額控除
(11)　雇用者給与等支給額が増加した場合の特別税額控除
(12)　法人税等の額から控除される特別控除額の特例
㈥　退職年金等積立金に対する法人税の課税の停止措置の適用期限を三年延長することとした。（租税特別措置法第六八条の四関係）
㈦　次に掲げる租税特別措置の適用期限を二年延長することとした。
(1)　中小企業者等の法人税率の特例（租税特別措置法第四二条の三の二及び第六八条の八関係）
(2)　沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の特別税額控除（租税特別措置法第四二条の九及び第六八条の一三関係）
(3)　関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却（租税特別措置法第四四条及び第六八条の一九関係）
(4)　共同利用施設の特別償却（租税特別措置法第四四条の三及び第六八条の二四関係）
(5)　特定地域における工業用機械等の特別償却における半島振興対策実施地域に係る措置、離島振興対策実施地域に係る措置、奄美群島に係る措置及び振興山村に係る措置（租税特別措置法第一二条、第四五条及び第六八条の二七関係）
(6)　医療用機器の特別償却（租税特別措置法第一二条の二、第四五条の二及び第六八条の二九関係）
(7)　沖縄の認定法人の課税の特例（租税特別措置法第六〇条及び第六八条の六三関係）
㈧　農業経営基盤強化準備金制度の適用期限を一年延長することとした。（租税特別措置法第二四条の二、第六一条の二及び第六八条の六四関係）
㈨　次に掲げる租税特別措置について、所要の経過措置を講じた上、廃止することとした。
(1)　サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却（旧租税特別措置法第一四条、第四七条及び第六八条の三四関係）
(2)　特定事業再編投資損失準備金（旧租税特別措置法第五五条の三及び第六八条の四三の三関係）
3　国際課税
㈠　内国法人の非居住者株主がその内国法人の行った特定株式分配により交付を受ける外国完全子法人株式の価額に相当する金額については、配当等とみなされる部分の金額を除き、一般株式等に係る譲渡所得等又は上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして課税することとした。（租税特別措置法第三七条の一四の三関係）
㈡　外国金融機関等の債券現先取引等に係る利子等の課税の特例について、次の措置を講ずることとした。（租税特別措置法第四二条の二及び第六七条の一七関係）
(1)　特定金融機関等の範囲に、金融商品取引清算機関等を加える。
(2)　外国金融機関等の範囲に、外国において金融商品債務引受業と同種類の業務を行う一定の外国法人を加える。
(3)　適用対象となる所得の範囲に、特定外国法人が、平成二九年四月一日から平成三一年三月三一日までの間において開始した振替国債に係る特定債券現先取引につき、特定金融機関等から支払を受ける利子等を加える。
(4)　右記(3)の措置は、利子等の支払を受ける特定外国法人が当該利子等を支払う特定金融機関等の国外関連者に該当する場合には、適用しない。
(5)　非課税措置の適用手続等について、所要の措置を講ずる。
㈢　国外関連者との取引に係る課税の特例等に係る納税猶予制度について、租税条約の規定に基づき国税庁長官又は当該租税条約の条約相手国等の権限ある当局に対し当該租税条約に規定する申立てをした場合に適用を受けることができることとした。（租税特別措置法第四〇条の三の四、第四一条の一九の五、第六六条の四の二及び第六八条の八の二関係）
㈣　内国法人等の特定外国子会社等に係る所得等の課税の特例について、次の見直しを行うこととした。（租税特別措置法第四〇条の四、第四〇条の五、第四〇条の七、第四〇条の八、第六六条の六～第六六条の八、第六六条の九の二～第六六条の九の四、第六八条の九〇～第六八条の九二及び第六八条の九三の二～第六八条の九三の四関係）
(1)　合算対象となる外国法人の判定方法等
イ　居住者又は内国法人と外国法人との間にその居住者又は内国法人がその外国法人の残余財産のおおむね全部を請求する権利を有している等の関係がある場合におけるその外国法人を外国関係会社の範囲に加えるとともに、その居住者又は内国法人を本税制による合算課税の対象となる者に加える。
ロ　外国関係会社が特定外国子会社等に該当するかどうかを判定するための租税負担割合基準を廃止する。
(2)　会社単位の合算課税制度
イ　合算対象となる外国関係会社
会社単位の合算課税制度における適用除外基準を同制度の発動基準（以下「経済活動基準」という。）に改め、次の(イ)から(ハ)までに掲げる外国関係会社（以下「特定外国関係会社」という。）及び経済活動基準に係る要件のいずれかに該当しない外国関係会社（以下「対象外国関係会社」という。）を会社単位の合算課税の対象とする。
(イ)　次のいずれにも該当しない外国関係会社
①　その主たる事業を行うに必要と認められる事務所等の固定施設を有している外国関係会社
②　その本店所在地国においてその事業の管理、支配及び運営を自ら行っている外国関係会社
(ロ)　その総資産の額に対する左記(3)ロ(イ)から(ヌ)までに掲げる金額に相当する金額の合計額の割合（左記(4)イの外国金融子会社等に該当する外国関係会社にあっては、総資産の額に対する左記(4)ロ(イ)に掲げる金額に相当する金額又は左記(4)ロ(ロ)から(ニ)までに掲げる金額に相当する金額の合計額のうちいずれか多い金額の割合）が三〇パーセントを超える外国関係会社（総資産の額に対する有価証券等の資産の額の合計額の割合が五〇パーセントを超える外国関係会社に限る。）
(ハ)　租税に関する情報の交換に関する国際的な取組への協力が著しく不十分な国又は地域として財務大臣が指定する国又は地域に本店等を有する外国関係会社
ロ　外国関係会社が右記イ(イ)①又は②に該当することを明らかにする書類等の提出等がない場合の推定
国税当局の当該職員は、内国法人等に係る外国関係会社が右記イ(イ)①又は②に該当するかどうかを判定するために必要があるときは、その内国法人等に対し、期間を定めて、その外国関係会社が右記イ(イ)①又は②に該当することを明らかにする書類等の提示又は提出を求めることができる。この場合において、その書類等の提示又は提出がないときは、その外国関係会社は右記イ(イ)①又は②に該当しないものと推定する。